

第 9 2 号議案

教育委員会の委員の任命について

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

氏名 小 原 達 朗

████████████████████

住所

████████████████████

令和 4 年 9 月 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

教育委員会の委員 小原達朗氏の任期が本年 1 1 月 2 0 日をもって満了するため、その後任の委員を任命したいが、同氏を適任者と認め再び任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を得るため、この議案を提出する。

「参 照」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 4 条第 2 項 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

第 5 条第 1 項 教育長の任期は 3 年とし、委員の任期は 4 年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 9 3 号議案

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求める。

氏名 山 内 邦 彦

住所

令和 4 年 9 月 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

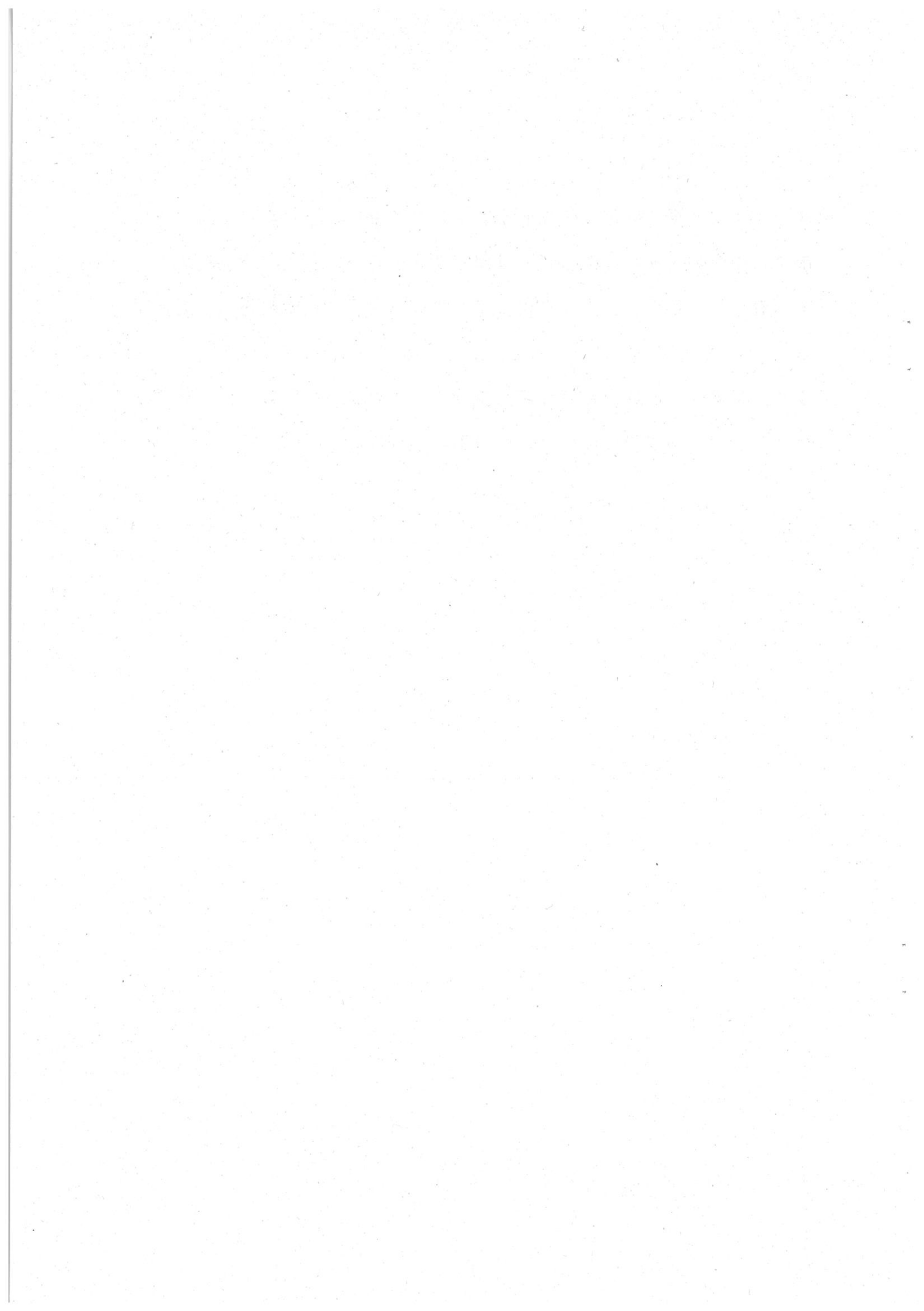
固定資産評価審査委員会の委員 山内邦彦氏の任期が本年 10 月 8 日をもって満了するため、その後任の委員を選任したいが、同氏を適任者と認め再び選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を得るため、この議案を提出する。

「参 照」

地方税法

第 4 2 3 条第 3 項 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

第 4 2 3 条第 6 項 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。



第 9 4 号 議 案

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

氏名 栗 山 洋 子

[Redacted]

住所

[Redacted]

氏名 澤 谷 修 造

[Redacted]

住所

[Redacted]

氏名 田 中 久 美 子

[Redacted]

住所

[Redacted]

氏名 野 口 一 男

[Redacted]

住所

[Redacted]

令和 4 年 9 月 1 日 提 出

長 崎 市 長 田 上 富 久

理 由

人権擁護委員の候補者として栗山洋子氏、澤谷修造氏、田中久美子氏及び野口一男氏を適任者と認め推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3

項の規定により議会の意見を求めるため、この議案を提出する。

「参 照」

## 人権擁護委員法

第6条第3項 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。